

# 社会資本整備審議会 第1回建築分科会議事録

平成13年7月11日  
中央官庁合同会議所

## 開 会

[事務局]

おはようございます。

定刻でございますので、始めさせていただきたいと思います。

開会に先立ちまして、御連絡を申し上げます。

本日、マスコミ等の取材希望がございますので、よろしくお願いいたします。

ただいまから第1回社会資本整備審議会建築分科会を開催させていただきます。

本日は、お忙しい中、また、お暑い中御出席をいただきまして、まことにありがとうございました。

私は、事務局を務めさせていただいております でございます。建築分科会長選任までの間、議事の進行を務めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

初めに、お手元にお配りしております資料の確認をお願いいたしたいと存じます。

一番上に議事次第がございます、その次の次に「配布資料一覧」があるかと思いません。

右肩に資料番号が付してございますけれども、資料の確認ということで一とおり申し上げます。

資料1「社会資本整備審議会建築分科会委員名簿」、資料2「社会資本整備審議会関係法令抄録」、資料3「分科会の運営について」、資料4「議決文」がございます、4-1から4-4までございます。資料5が「住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更案」についてでございます、資料5-1から資料5-8まで、参考資料が5-1、5-2とございます。資料6「建築行政を取り巻く現在の状況等について」、資料7「住宅生産行政の現在の状況等について」、資料8「市街地建築行政に関する最近の動き」、資料9「官庁営繕行政の最近の動き」、そして参考資料として委員の座席表を配付してございます。

以上の資料をお配りしてございます。欠落がございましたら事務局までお申し出いただきたいと存じます。

よろしいでしょうか。

それでは、ただいまより会議に入らせていただきます。

本日御出席の委員の皆様方は8名でございます、建築分科会委員総数8名全員の御出席をいただいております。

社会資本整備審議会令第9条によりまして、本分科会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

## 事務局側挨拶

[事務局]

初めに、本日は、  
が出席させていただいておりますので、  
より御挨拶を申し上げます。

では、よろしくお願い申し上げます。

[事務局]

おはようございます。  
です。

本来、大臣が来て御挨拶をさせていただくのでありますけれども、本人はいよいよあしたから選挙に入るものですから、代わりまして御挨拶をさせていただきたいと思っております。

シックハウス問題というのは、御承知のとおり、この数年大きく取り上げられてまいりました。この問題をどうするかということをご各政党がいろんな議論をしたり、国土交通省といたしましてもいろんな対策を今までやってきておるわけでありまして、先生方の御議論をいただいて、これからの方針をしっかりと決めて新たなスタートをしたいと思っております、本日、分科会での議決をお願いしたわけでありまして。

日本の住宅も、昔は家じゅう至るところから空気が入った住宅でありましたから、こういう問題も起きなかったのでありますけれども、これだけ気密性の富んだ住宅になり、新たな問題が起きてきているわけでありまして。

私は北海道の人間であります、冬になりますと、暖房を逃さないために非常に気密性の高い住宅があります。また、そういう気密性の高い住宅を本州において、夏の冷房を逃さないためにどんどん奨励している、そういう時代になってきました。それだけに新たなこういう問題が起きたわけでありまして。

国土交通省といたしましても、シックハウス問題は、国民が、今、非常に気にしている問題、大きな問題になっている重要な課題でありますから、これからの方向などを先生方にお諮りするわけでありまして、忌憚のない御意見をお聞かせをいただいて、今後の方向を定めていただくことをお願いいたしまして、一言御挨拶にかえさせていただきます。

ありがとうございました。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

[事務局]

どうもありがとうございました。

なお、  
は、所用のため、ここで退席させていただきます。

[事務局]

よろしくお願いいたします。

## 委員紹介

本日は、社会資本整備審議会建築分科会として初めての会合となりますので、御出席の委員の皆様を御紹介申し上げます。

なお、御紹介は五十音順とさせていただきます。

でございます。

でございます。

でございます。

でございます。

でございます。

でございます。

でございます。

でございます。

以上8名の委員でございます。

## 事務局幹部紹介

[事務局]

続きまして、事務局幹部を御紹介させていただきます。

初めに住宅局から御紹介いたします。

でございます。

でございます。

でございます。

でございます。

でございます。

次に、官庁営繕部を御紹介いたします。

でございます。

でございます。

でございます。

でございます。

でございます。

以上、事務局の幹部を紹介させていただきました。よろしくお願い申し上げます。

## 議 事

### (1) 分科会長の互選、分科会長代理の指名

[事務局]

それでは、議事次第に従いまして、建築分科会長の互選をお願いいたします。

社会資本整備審議会令第6条第3項の規定によりますと、分科会長は委員の互選により

選任することとなっております。

いかがいたしましょうか。どなたか御推薦をお願いできますでしょうか。

[ 委員 ]

以前、本分科会の前身であります建築審議会の基本問題分科会長を務められました委員を御推薦申し上げたいと思います。

[ 事務局 ]

ただいま 委員より、 委員をお願いしてはどうかという御発言がございましたが、いかがでございましょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

[ 事務局 ]

それでは、皆様御異議がないようでございますので、 委員に分科会長をお願いいたしたいと存じます。

委員、分科会長席にお移りをお願いいたします。

それでは、 委員に御挨拶をいただきまして、以降の議事運営につきましては、委員をお願いをいたしたいと存じます。

よろしく御願ひ申し上げます。

[ 委員 ]

一言御挨拶申し上げます。

大役を仰せつかることになりました でございます。よろしく御協力願ひたいと思います。

委員の皆様方は社会資本整備審議会の委員でございますので御承知だとは思いますが、国土交通省、審議会が一本化されましたけれども、建築プロパーの案件につきましては、この建築分科会でかなりのところまで決めてよろしいというような規則に、後でも出てまいりますけれども、なっておりますので、従来の建築審議会の内容をサイズが3分の1ぐらいになったこの分科会で議論しなきゃいけないという、大変重い会ではないかと思っております。委員方の御協力なしには分科会長を務められないと思っておりますので、ひとつよろしく御審議のほど、お願いいたしたいと思っております。

それでは、議事次第に従いまして議事進行をさせていただきます。

最初に、分科会長代理の指名でございますけれども、社会資本整備審議会令第6条第5項、資料2にあったと思っておりますけれども、私、分科会長があらかじめ指名をするということになっておりますので、私から指名をさせていただきたいと思っております。

名簿を拝見いたしまして、恐れ入りますが、 委員をお願いしたいと考えておりますが、お受けいただけますでしょうか。

[ 委員 ]

かしこまりました。

[ 委員 ]

よろしく願いいたしたいと思います。こちらに来ていただけますか。ひとつよろしく願いいたしたいと思います。

## (2) 分科会の運営について

[ 委員 ]

それでは、最初に建築分科会の運営につきましてお諮りしたいと思います。  
事務局から説明をしていただけますか。

[ 事務局 ]

事務局の でございます。

建築分科会における議事の公開につきまして御説明をさせていただきたいと思います。  
資料3でございます。

社会資本整備審議会運営規則第 10 条の規定に基づきまして、議事の公開を分科会ごとに決めることができます。

資料3でございますが、建築分科会の議事につきましては、プレスを除いて一般には非公開とする。また、議事録につきましては、内容について委員の方々の御確認を得た後、発言者氏名を除いて国土交通省大臣官房広報課及びインターネットにおいて公開することとしたいと思います。

以上でございます。

[ 委員 ]

この案につきましては、議事を特別に秘密にするような事項はないと思いますけれども、物理的に場所の問題等で、一般には非公開とするけれども、議事内容については、後日公開しようということですが、いかがでございましょうか。

〔「結構です」の声あり〕

[ 委員 ]

それでは、そのように取り扱うこととさせていただきたいと思います。

なお、今後不都合が生じたりしたときは、皆様にお諮りしながら決めていきたいと思えます。

### (3) 日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更に係る議決

#### [ 委員 ]

次に、本日のメインテーマでございますけれども、「日本住宅性能表示基準及び評価方法基準の変更に係る議決」についてでございます。

本件は、住宅の品質確保の促進等に関する法律、通称「品確法」と呼んでおりますけれども、第3条第4項の規定によりまして、この基準を変更する場合は社会資本整備審議会の議決を経なければならないということになっております。

そういうことで、資料4 - 1をごらんになりますと、国土交通大臣より当該変更にかかわる議決が求められておりまして、それを受けまして、資料4 - 2のように、社会資本整備審議会の会長から、その議決については建築分科会に付託されております。そのような手続により、これから御審議を願うわけでございます。

資料はお手元に配られております資料5でございます。この内容につきまして、まず事務局から御説明をお願いいたしたいと思います。

#### [ 事務局 ]

でございます。

お手元の資料5、非常に大部な資料でございますが、多岐にわたりますので、OHPを使いながら概略御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料5 - 1でございますが、住宅性能表示制度のパンフレットをお配りしてございます。改めて御説明するまでもないかもしれませんが、ポイントだけ御紹介させていただきます。

まず、住宅性能表示でございますが、品確法に基づきまして行っているものでございます。

こちらにございますように、性能表示ということで、構造の安定、音環境、温熱環境以下、全部で大きな項目で9項目、小項目で28の項目にわたります。表示をするということになってございますが、その際、表示の基準あるいは評価方法基準という国土交通大臣告示によりまして実施をすることになっているところでございます。

現在の表示基準並びに評価方法基準につきましては、昨年6月に、この審議会の前身でございます建築審議会で御議決をいただきまして、7月に告示で出ささせていただいているところでございます。

次に参らせていただきます。

住宅性能評価の手順でございますが、このフローチャートにございますように、まず、評価を行うのは、大臣が指定をいたしました指定住宅性能評価機関というところを行うことになってございます。その際表示基準に従って評価を行うとされてございます。そして、性能評価機関につきましては、この5月末で81の機関が全国で指定を受けているところでございます。

評価につきましては、設計された住宅に係る評価、設計評価というものと、工事中の検査を経て完成後に行われます建設評価、その2段階の評価がございまして、それぞれの段階で指定機関が評価書というものを交付いたしますことになってございます。

そして、建設評価を受けた住宅につきましては、引き渡し後に欠陥等が見つかって紛争が発生した場合、弁護士会に設けられております指定住宅紛争処理機関、こちらも大臣が指定をいたしてございますが、その指定住宅紛争処理機関にあっせん、調停などの紛争解決を依頼することができるかとされているところでございます。これによって簡便に、かつ、安価、迅速な紛争処理が可能だという仕組みになっているところでございます。

次に、現在の性能表示基準並びに評価方法基準の制定・変更の手続についてでございます。お手元の資料でございますと、資料5 - 2の上の方にやはりフローチャートが書いてございます。

ここにございますように、まず、表示基準、評価方法基準、それぞれ原案を作成いたすことになってございます。原案につきましてパブリックコメントを実施いたしてございます。パブリックコメントの結果を受けまして、お諮りする原案を作成して、社会資本整備審議会建築分科会において御審議をいただいて、御議決をいただけますれば告示という形で国土交通大臣が制定するという形になっているところでございます。

次に、今日お諮りをいたします変更案の趣旨・ポイントは2点でございます。1つ目が、シックハウス問題への一層の対応強化を図るために、新たな表示項目、先ほど28あると申し上げましたが、29番目の表示の小項目として、室内空気中のホルムアルデヒド等の濃度の実測値を表示する項目を追加するというのが第1点でございます。

それから、昨年制定いたしました評価基準等の明確化あるいは汎用性の向上ということのために所要の技術的改正。施行1年を経過した段階でいろいろ明確化が必要になってまいったこと、あるいは、昨年の段階ではまだ技術的に十分詰めができなかったために制定できなかった部分等を加えるということで、技術的な改正をするというものがございます。大きく分けまして今回はその2点でございます。

評価方法基準につきましては資料5 - 7と5 - 8におつけしてございますが、非常に大部でございますので、以下、ポイントを御説明させていただきたいと思っております。

まず、室内空気質、シックハウス関係の事項につきまして御説明をさせていただきます。

資料5 - 3から入らせていただきますが、御議論いただくに際しまして、シックハウス対策の全体像の中で御理解をいただく方がよいかと思っておりますので、まず、シックハウス問題の現状等の点から御説明をさせていただきたいと思っております。

近年、住宅に使用される建材等から室内に発散するホルムアルデヒドなどの化学物質によりまして、住宅の中にいらっしゃる方の健康に影響があったという事例がいろいろ報告されております。これがいわゆるシックハウス問題ということで指摘されているわけでございます。近時ではシックハウスという言葉のほかに、例えばシックスクールとかシックオフィスといったテーマについても指摘をされている状況でございます。

具体的にどのような化学物質があるかということでございますが、ホルムアルデヒドが代表的な化学物質として挙げられてございます。ホルムアルデヒドにつきましては、合板あるいは繊維版、パーティクルボードなど、あるいは内装材の施工用の接着剤といったものの中に含まれていることがありまして、そこから次第に空気中に発散してくるということでございます。そしてこれがある濃度になりますと目や気道、呼吸関係の器官ですが、そういうところに刺激を生じることがあるということでございます。これが非常に高濃度になりますと呼吸困難などの障害というケースもあるということでございます。普通の住

宅ではそういうケースはめったにないかと思いますが、非常な高濃度ですとそういう事態もあるような物質でございます。

また、トルエンとかキシレンなどの揮発性の有機化合物についても指摘があります。塗料や接着剤等の中にトルエンとかキシレン、こういったものが含まれていることがございます。そういうものを使用しておりますと、そこから次第に発散してまいりまして、こういったものについては、濃度が高くなりますと、自律神経異常、あるいは肩凝り、冷え症、頭痛などの人体異常につながるということがございます。

資料5 - 3 で触れさせていただいてございますが、これらの物質につきまして、厚生労働省で室内濃度の指針値というものを公表いたしてございます。例えばホルムアルデヒドについては空気中に 0.08ppm、トルエンにつきましては 0.07ppm、以下、全体で 11 の物質につきまして指針値が公表されてございます。この指針値の意味でございますけれども、厚生労働省の解説によりますと、その中に一生いても健康に被害がないであろうレベルという意味だということでございます。

なお、例えばホルムアルデヒドでございますと、0.08ppm といえますのは、鼻やのどに刺激のあるレベルというような実態があるということでございます。そういう意味では 0.08 という数字自体は、直ちにこれが何らかの健康影響に直結するということが言われているわけではございませんが、一応の安全の目安ということで定められているものでございます。

資料5 - 3 の2枚目に入ります。

昨年度でございますが、こういったホルムアルデヒド等について、住宅における実態がどのようなことになっているかということをご私どもの方で大規模な全国調査を実施いたしました。全国約 5,000 戸の住宅について、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン等の物質について実態をはかったわけでございます。

有効なデータが約 4,500 個集められたわけでございますが、ホルムアルデヒドの分布状況がこのグラフでございます。上の方の表でございますように、濃度指針値、先ほど御説明しました 0.08ppm に対しまして、測定いたしました約 4,500 戸の平均は 0.071ppm ということで、平均としては指針値を下回っておったということでございます。ただ、下の分布でございますように、27.3 %の住宅において 0.08 を上回っていたという状況でございます。この一点鎖線が指針値のラインでございます。0.071、平均がこの点線でございます。この上の部分が上回っていたという分布の状況でございます。

次にトルエンでございますが、トルエンにつきましては、下の方にございますように、指針値 0.07ppm というものに対しまして、測定結果では平均 0.038ppm ということで、約半分のレベルでございましたが、これも指針値を超えておるものが 12.3 %。約 8 分の 1 の住宅において超えていたというのが実態でございます。

次に、これにつきましているいろいろ住宅の属性による分析などをいたしました。特徴的なものについて、住宅の建築年数別の濃度の平均を集計したものを御紹介させていただきたいと思っております。

ごらんのように、一番左が築 1 年以内の住宅の平均値、次が 2 ~ 3 年のものの平均値、4 ~ 5 年のものの平均値、6 ~ 10 年、10 年超ということでございます。ごらんいただきますように、築 1 年以内あるいは 2 ~ 3 年、建築から 3 年以内のものについては平均する

と 0.07 ちょっと。それに比べて4、5年前のものが 0.08 を全体として平均で上回っていたということでございます。これは、ここ2、3年シックハウスといったものについて非常に関心が高まってまいったということで、以下御説明いたしますように、各方面で建材の選択とか、いろいろな形で対応が図られてきた結果ではなかろうかと考えてございます。築4、5年前のものが結果的に一番高いという結果でございます。それ以上経過いたしますと、経過とともに次第に含まれているものが外へ出てしまった結果でしょう、低くなってくるという傾向がございます。また、お手元の資料でございますように、シックハウスについて消費者からの相談についても増加傾向にあるのが実態でございます。

こういったシックハウスのテーマにつきまして、関係省庁が非常に多岐にわたってございます。健康あるいは医療といったようなことについては厚生労働省、建材という意味では農林水産省あるいは経済産業省、そして住宅という立場で私ども国土交通省ということで、各省分担をして取り組んでいく必要がございます。そういうことで、ここにございますように、大きく分けると六つの観点から関係省庁が分担して総合的に取り組みを進めてまいりました。

一つは健康基準値と測定法といったような問題。原因の分析という問題。それから防止対策。あらかじめこういったものを防止するための対策をどうするかという問題。それから、不幸にしてシックハウスにより影響を受けた方もいらっしゃるわけで、そういう相談体制をどうするか。あるいは医療や研究をどうするか。さらには、結果的に濃度が高くなってしまった住宅について改修をする。濃度を下げるための改修技術の開発・普及といったような問題ということで、大きく申しますと六つの観点から総合的に対策に取り組んでまいってございます。

きょうお諮りをいたします品確法の性能表示基準につきましては、防止対策の中の4番目でございます。「住宅品質確保法の住宅性能表示」という項目の中ということで位置づけているところでございます。

次に進ませていただきます。

先ほどの全体像は関係省庁全体の取り組みでございますが、これはその中で国土交通省における取り組みということで、これまでの私ども国土交通省の取り組み、そして今年度進めていこうとしております取り組み、それから来年度以降ということで考えてございます取り組みという3段階に分けてチャートをつくらせていただきました。

これまでの取り組みでございますが、ここにございますように、健康影響の低減方策について、設計施工ガイドライン。実際に住宅を建設する方がお使いになるような設計施工のガイドライン、あるいはユーザーズマニュアル。住宅にお住みになるに際しての留意点といったようなことを解説いたしましたユーザーズマニュアルといったものを、関係4省庁共同で作りまして公表いたしてございます。

それから、昨年度の品確法の表示基準の中でも、後ほど御説明しますように、室内空気質について一部表示がございます。そういった基準の策定。あるいは、住宅生産団体連合会による内装材の選定等に関する指針というものを定め、あるいは見直していただいていることなどを進めてございます。また、一番下にございますように、改修技術。結果的に濃度が高くなってしまった住宅についてどのような改修をしたらいいかという改修技術の調査・研究を進めているところでございます。

これまでのこういった流れを受けまして、「当面の取組み」ということで、真ん中の段でございます。本日お諮りいたしておりますのは、2番目でございます「住宅性能表示制度における表示基準の拡充」ということで、現場測定結果の表示の追加と測定方法の基準の制定というのがこちらでございます。こういう流れの中できょうの表示基準の改正を進めていきたいということでございます。

また、今後のことでございますけれども、その下から真ん中の段の3番目でございます。「建築基準法における建築基準の検討」ということで、これにつきまして平成14年度以降ということで建築基準の見直しということで、今後は建築基準においてこの問題をどのように扱っていくかということについて引き続きの御議論をお願いしていくという流れを想定しているということでございます。

次の資料に参らせていただきます。

以上のような流れの中で、今日お諮りいたします性能表示制度の表示基準、評価方法基準の改正でございます。その中身について、お手元の資料5-4でございますが、ポイントを御説明させていただきたいと思えます。

最初でございますように、現行の基準でございます。空気環境に関すること。その枠の中でございますように、大きく二つの項目から成っております。

まず、居室の内装用建材の区分。具体的には、製材。いわゆるむく材でございます。合板、パーティクルボード等。そしてその他といったような、どういう建材が使われているかという区分。そして、合板、パーティクルボード等を使っている場合には、その材料のホルムアルデヒドの放散等級というものを表示の内容としているところでございます。

合板、パーティクルボード等の放散量の等級表示につきましては、JIS、JASのグレーディングを引用しているところでございます。例えば品確法の等級4という場合には、合板ではホルムアルデヒド放散量の少ないもの、合板であればJASの表示でF<sub>c0</sub>という表示がされているわけですが、これに相当する放散量のものを使用という場合に品確法では等級4というふうに言っているところでございます。

空気質についてはもう一点、換気対策についても、全般換気の方法と局所換気の方法というものについて表示がされてございます。全般換気といいますのは住宅全体での換気の方式で、機械換気、自然換気、その他といった区別。また、局所換気といったものについては、トイレ、浴室、台所など、特に換気が必要な部分の換気設備について表示されることになっているところでございます。

以上が現行の表示基準、評価方法基準の内容でございます。

これにつきまして課題ということでございますが、お手元の資料の2番に書いてございますが、現行の基準はJIS、JASに定める建材の等級によっているところでございます。JIS、JASに建材の等級ということで決まっておりますのは現在ホルムアルデヒドだけでございます。ほかの物質については対応が建材レベルではできていないというのが現状でございます。それが第1点でございます。

それから、室内空気質の化学物質の指針値が厚生労働省から公表されていると先ほど御説明いたしました。建材がどうかということよりも、むしろ消費者の関心は室内の空気質自体の評価に結果としてあるわけでございます。ただ、室内の空気質自体をあらかじめ予測することは現状の技術では難しいという状況でございますが、それであれば、結果と

してどういう濃度になっているのかということ測定して表示することは可能でございますし、その方が直接的にニーズにこたえていけるというぐあいに考えられるわけでございます。

実際に住宅供給メーカーあるいは販売者等に対して濃度測定を依頼される消費者の方も増大してきているという状況でございますし、自主的に測定した結果をつけて消費者にお渡ししている供給者の方もあられるわけでございますが、その際、評価方法あるいは情報開示の方法がまちまちで、いろいろな意味で混乱を生じているということも一つの課題でございます。そういうことで、今回の性能表示基準の改正をとということで、室内の空気中の化学物質濃度の測定値を表示するというものの位置づけを検討してまいったわけでございます。

こちらにございますように、その内容といたしましては、居室内の空気中のホルムアルデヒド等の化学物質の濃度の実測を行いまして、その濃度と測定条件等を表示するというのを29番目の表示項目とするということでございます。

その内容のポイントでございますが、そこに4点挙げさせていただいてございます。

一つは選択項目とするということでございます。性能表示制度全体が任意の仕組みでございますが、その際空気質の表示をやるかどうかについては選択制とする。依頼者の任意によるということでございます。

それから、竣工後に現場で実測して評価をするということでございますので、先ほど設計評価と建設評価があると申し上げましたが、建設段階の評価、建設評価のみという内容とするということでございます。

また、評価・表示の対象物質でございますが、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンという5物質をここで挙げてございます。これは厚生労働省で指針値が定められており、また、現場での比較的簡易、安定的な測定方法が確立されているものということで5物質を今回定めさせていただくということでございます。その際、ホルムアルデヒド以外はこれも選択とする。空気質の表示全体が選択でございますが、これをやる場合には、ホルムアルデヒドについては必ずやっていただきたい。それ以外を加えるかどうかは選択だということでございます。

そして、この測定結果の数字でございますが、これは気象条件、気温とか測定中の天候とか、日照とか、そういうことの影響も受けてまいります。それからどういうときにはかったのかということ、あるいはどこではかっているのかということでも影響が出てまいります。そういうことでございますので、この表示につきましては、測定器具、いつ測定をしたか、また、空気を採取したかということですが、住戸内のどういう居室で、どういう温度等の条件のときに空気を採取して測定したかということもあわせて表示をするというように定めているところでございます。

お手元の資料ですと資料5 - 4の3ページ目に大きなものがございますが、これが今申し上げましたようなことを評価書に書くということになるかというイメージでございます。

測定物質ホルムアルデヒドとございまして、濃度が0.07ppmであったらば0.07ppm。どういう測定器具を使ったか。また、測定をした空気を取った年月日。そして、その部屋ではいつ内装仕上げ工事がある、その後何月何日に測定をしたか。また、空気を採取し

た時間はどのような時間だったか。場所、その他気象条件。気温、湿度等がそこに掲げてございます。また、分析を専門の機関等に依頼した場合には、分析をした者の氏名、名称等ということで表示をするというイメージでございます。

以上のような形で表示項目に 29 番目の項目ということで追加をお願いさせていただくということでございます。

なお、若干補足をさせていただきますと、今回のシックハウス関係の変更案の作成に当たりましては、委員にお取りまとめをいただきまして、シックハウスに関する御専門の学識経験の方々、あるいは住宅供給の立場の方々、設計等に関する方々にお集まりいただきまして「室内化学物質問題研究会」という研究会を設置させていただきまして御検討いただき、この原案を作成させていただいたという点を御報告させていただきます。

また、室内化学物質の濃度の表示ということでございますが、この数字の読み方等、消費者との間で御説明をしなければいけない。よく理解をしていただくということが必要であろうかと思えます。そういうことで、私どもといたしましては、別途、消費者あるいは住宅生産者等に対して、この結果の正しい理解をしていただくための手引等を作成いたしまして周知徹底をしていきたいと考えているところでございます。また、簡易な測定方法の性能確認といったようなことも進めまして、情報開示をしてみたいと考えております。

それから、結果として数字が高くなってしまったという場合の対処法。一つは換気といったようなこともございますが、濃度を下げるための改修技術はどういったものがあるのかといったようなマニュアルについても今後つくってまいりたいと思えますし、相談体制等も充実していきたいと考えているところでございます。そういったことを通じまして、この改正の円滑な実施に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

以上が室内空気質に関する制度改正の概要でございます。

次に、お手元の資料 5 - 5 によりまして、これ以外の項目の改正事項について、非常に多岐にわたってございますが、こういった性格の内容のものがあるのかといったことだけ簡単に御説明をさせていただきます。

内容につきましては、大別いたしますと二つあるかと思えます。

一つは、基準の適用などに当たりまして、去年定めた基準では、技術的な判断等に当たって明確さに欠けるといった部分が幾つか指摘されてございます。そういったものを、数字等の示し方あるいは表示基準の書き方等を明確にしたというのが一つの内容でございます。

二つ目に、去年基準を策定するに当たりまして技術的な検討がまだ十分に進められなかったということもございまして、基準が定められていなかった工法等がございます。こういったものについて、その後技術的な詰めをさせていただきまして、新たに基準を追加させていただくものがございます。例えば補強コンクリートブロック造の劣化対策等級、あるいは給湯管の維持管理対策といったようなものの基準を今回追加しているところでございます。こういった内容がそのほかの主な内容でございます。

なお、これらの技術的な改正につきましても、関係分野のそれぞれの御専門の学識経験者の皆さんにお集まりいただき御検討をいただきましてまいった経緯がございますので、あわせて御報告をさせていただきます。

次に、以上の全体につきましてパブリックコメントを実施いたしましたので、その状況について簡単に御説明をさせていただきます。お手元の資料5 - 6でございます。それから、参考資料5 - 2に、パブリックコメントで主にどんな御意見があったかということと、それに対する私どもの対応の考え方をまとめてございます。5 - 6の方で概略御説明をさせていただきます。

これらの全体につきまして、本年5月14日に国土交通省から原案を公表いたしました。ホームページあるいは資料の配布等をいたしまして原案を公表し、5月31日までの間御意見の受け付けをいたしました。

これにつきまして全体で498件の御意見がございました。下の方に分類が書いてございますが、242件、約半分はシックハウスに関係するものでございました。

その意見の性格別類型というものが次にございますが、賛成であるということでおっしゃっていただいたものは2件、基本的には反対だということでの御意見が18件、内容に関してこういう形の修正を求めるといった意見が343件、その他質問等にとどまるものが135件ということでした。

これを踏まえまして、私ども、きょうお話ししたものにつきましては、パブリックコメント後原案を修正したものが77件、原案修正には至りませんでした。実施方法等において御意見を受け入れていきたいと考えているものが78件という状況でございます。その他は、採用できなかった、あるいは、御質問等であれば解説等でお答えしていくというようにさせていただくということでございます。

以上が表示基準、評価方法基準の改正の概要でございます。

なお、施行の時期でございますけれども、本日御議決をいただければ、直ちに告示改正の事務に入らせていただきたいと思います。このうち室内空気質に関するものにつきましては、国民の期待、関心も非常に高いということでございますので、この夏のうちにスタートできるように告示改正、急いで準備を進めてまいりたいと考えているところでございます。その他の内容につきましては、現行の基準で評価が実際に進んでいるものもございまして、来年度からの施行ということにさせていただきたいと考えているところでございます。

以上、長時間にわたりまして恐縮でございますが、概略の御説明を終わらせていただきます。

[ 委員 ]

ありがとうございました。

ただいま御説明いただいた内容を条文化したのが7と8ですね。

[ 事務局 ]

7と8でございます。

[ 委員 ]

この厚いものでございます。

大変要領よくプレゼンテーションをやっていただいたので、こういう話だったら一般の

方も入れて聞いていただいてもいいなと感心いたしました、ありがとうございました。

ただいまの説明の中にもございましたけれども、いろんな専門家の方々の御意見も既に原案作成の段階でいただいているようでございまして、委員が、室内空気対策研究会ですか、おやりになっているということでございますので、専門家の立場から御発言あるいは補足をしていただくとありがたいんですが。

[委員]

では、簡単に補足させていただきますと、この問題、いわゆるシックハウス症候群とか化学物質過敏症と言っておりました、例えば花粉症とかアトピーとかアレルギーと割合似ておりました、ある量が蓄積すると突然に発症するというメカニズムでございまして、ここにいる皆さんも、自分は化学物質過敏症は関係ないというふうに思っておられましても、ほとんど全員の方がその予備軍でございまして、そういう意味で、アメリカなんかでも大体 15 %の人が化学物質過敏症だということで、大変高い関心を持っております。

ヨーロッパ等では、ホルムアルデヒドは、進んだ国では対応ができて、やや下火でございすけれども、VOC、トルエンとかキシレンとか揮発性の有機化合物、これはまだまだ問題が多ございまして、とにかく今、化学物質問題の波及するところが非常に多ございまして、さっき事務局側のこともおっしゃいましたけれども、基本的には住宅が非常に気密化した。気密化したというのは省エネ性能の向上とか快適性の向上ということで、その副作用でございまして、根が深いわけございまして、一方的にこちらをよくすると他方が立たない。余り環境をよくすると省エネが悪くなるというようなこともございまして、ということで、昨年来品確法の問題の検討をしまいいりまして、こういうふうな測定ということがある程度なされますと、一般の方の関心も正しい認識も進みまして、よりいい住宅の方向に進むのではないかという形でこの原案をつくらせていただいた、そういう経緯でございまして。

[委員]

どうもありがとうございました。

ほかの委員の方々からの御意見をちょうだいいたしたいと思っております。いかがでございしょうか。

委員、どうぞ。

[委員]

資料5 - 4でわからない点があるので御質問したいんですが、資料5 - 4の3の位置づけの(3)です。ここで、どこを評価・検定するかということで、「高いと見込まれる居室を評価者が選定する。」と書いてございますよね。後の資料を見るとLDK。要するに居室、日照が当たって皆さんがいるLDKあたりを測定してるんですが、例えば子供がアトピーで困る。それが一番問題なんだというときには、子供部屋をという議論が、もしかすると住んでいらっしゃる方は考えると思うんですね。そういう依頼者側の意向と評価者が選定したところが違った場合はどういう対応をなさるのか、よくわからなかったものから。なぜ評価者が選定しなきゃいけないのか。

[事務局]

「評価者」というのは評価機関でございます。評価を依頼する、これは引き渡し前ということになりますので、どこが子供部屋かとか、注文住宅であればある程度確定できるのですが、あらかじめそういうことが想定できないということで、全体で見ると結果的に高くなりそうな、よく日が当たっていいような部屋を選ぶということにしているところでございます。

性能表示制度の中ではそういうことですが、性能表示制度とは別に、例えば評価機関が買った方の求めに応じてそういうサービスを有料でされることは大いに可能ですし、そういうことは広めていけるのではないかと考えております。

[委員]

よろしゅうございますか。

[委員]

今のお話ですと、普通の住宅の場合、引き渡し前というお話でしたね。

[事務局]

竣工してから入居者が入る前に全部評価をしてしまうということになります。

[委員]

わかりました。

[委員]

では、委員どうぞ。

[委員]

私も、シックハウス問題というのは非常に重要で、こういう形で入れていただくというのは方向としては大変好ましいと思うんですが、今の委員の御質問とも多少関連しますが、建設住宅性能評価で選択事項として空気中の化学物質濃度表示を決めた場合に、引き渡し前ということでありますと、測定した結果が契約時にお約束したものと比べて違っていけば改修しなければいけなくなるのかという確認と、夏に気温が上がったら一番激しい状態になると思われるわけですが、冬に引き渡しの場合に余り問題ないけれど、住み出してから、夏になってきたら目がチカチカし出したというようなことへの対応というのは果たしてできるのだろうかということ。素朴な質問ですが。

[委員]

お答えいただけますか。

[事務局]

先ほど申し上げましたように、設計評価の中にはこの項目は含まれておりません。した

がいて、設計段階で特別の契約をしない限り、住宅性能表示制度としては設計時の契約の内容にはなりません。このような場合には、結果としてそのときにはかったらどういう数字だったかというのが建設評価ということで消費者に渡されるということになります。

それから、今御指摘のように気温と関係が非常に深いということでもございますので、測定条件とセットで表示をしないと意味がない。どういう気温のときにはかったかということですね。ということで測定条件もあわせて表示をするという内容にしたわけでございます。

その際、先ほどちょっと補足させていただきましたように、そういうことを全体としてどう読んだらいいのかということをお客様の方に御理解いただけるような手引というようなものを充実させていきたいというぐあいに考えているところでございます。

[ 委員 ]

よろしいでしょうか。

[ 委員 ]

契約は確かに設計時ですから、建設にかかわるところの住宅性能評価書にだけ出てくる。そうしますと、仮にそのデータがかなり高いものが出た場合にどういう対応が考えられますでしょうか。

[ 事務局 ]

これは一般的に言われていることではございますが、換気をしっかりされるというのがまず第一としては効果があると言われてございます。さらにそれでも高い数字が出たということになりますと、これは何らかの改修ということになるわけではございますが、この技術としてどんなものがあるかということは、今いろいろ実験等をやらせていただいております。ただ、さっき申し上げましたように設計段階の評価には測定結果の表示はございませんので、その段階でどうするかということは、改めて施工者と購入者のお話し合いということになるかと思っております。

[ 委員 ]

手引をつくっていただくとか、多分その辺が重要になるんでしょうね。ですから今おっしゃったように、冬引き渡しのときのデータをもったんでは、それだけで安心しちゃいかんとか、真夏にもらったら、まあこれ以上はふえないだろうという読み方をしろというようなことをしっかり書いておいてもらわなきゃいけないですね。

[ 事務局 ]

その辺、しっかり取り組みたいと思います。

[ 委員 ]

それに関連して、今私が御質問したのと絡んで、LDKを測定しておけば、今までの

いろいろな測定結果として、子供部屋はそれ以上になることは基本的にないという実験結果が出てるんでしたら、そういう表現もあっていれば、消費者は安心されるんじゃないかと思います。

[事務局]

LDKというのは、例示でございます。家の中で一番濃度の高くなりそうな部屋を選ぶという趣旨でございます。

[委員]

さっきの「居室」と書いてあるのは部屋という意味なんでしょう。

[事務局]

部屋という意味です。

[委員]

子供部屋じゃないよと言っているわけじゃないんですよね。

[事務局]

そうです。

[委員]

高そうな部屋を選ぶという意味だと思ったんです。

[委員]

子供部屋が南に面してしまして、温度が上がりそうで危険という判断が当然できるわけで、そういう場合には子供部屋を選べばよろしいわけでございます。

[委員]

その部屋が高そうな居室なんですよ、ここに書いてある。

[委員]

そういうことでございます。

[事務局]

そういう意味でございます。

[委員]

さっき、ちょっと口が滑ったのかな。リビングとか何か限定しちゃったから。

[ 委員 ]

それからもう一つ、これは全部屋内の扉は開放という条件でやっておりまして、そういう意味では比較的住戸平均に近いんだけど、なるべく高いところで代表させようと、そういう趣旨でございます。

[ 委員 ]

マニュアルにそのことが消費者にわかるような記述があるといいですね。

[ 事務局 ]

わかりました。

[ 委員 ]

先ほどの 委員の、超えていたら、濃度がオーバーしたらどうなるか。これはちゃんと換気すれば大体問題はないんですよ。ですから、そういう家もしばらくすればぐっと濃度も下がってきますから、やっぱりマニュアルで換気の励行ということと同時にうたっただけであれば、かなりの部分に対応できるということは間違いのないと思います。

[ 委員 ]

委員、どうぞ。

[ 委員 ]

2点あります。1番目は、今のことに関連してです。今回の測定に際してかなり手続が決められていて、どれだけ換気をして、その後換気をやめて何時間というようなことが書いてあります。常識的に考えてみたら、冬、換気をやめた後温度を上げて例えば 30 度以上にするというようなことをしてやれば、もちろん真夏と同じことにはならないでしょうけれども、ある種の統一的な基準ができると思います。そういうことを表示できるようにしてはどうでしょうか。何度以上で何時間やりましたというようなことが今でもできるわけですね。そういうことを奨励されたらかなり緩和するんじゃないかと思います。

2番目は、表示内容で「氏名又は名称等も表示する。」と資料5 - 4には書いてあり、さらに後ろのイメージ図では、氏名又は名称のところに「 社」と書いてあるんですね。ひょっとしたら氏名を書かなくてもいいのかなと思えます。「又は」ですし、「 社」。ところが、条文の方を見たら評価員の氏名を記載してくださいと書いてある。これはどちらなのでしょう。

[ 事務局 ]

「評価員」というのは評価機関の評価員でございます。つまり、評価書全体について作成する責任を負っている評価員。これは人です。

[ 委員 ]

私は実際に実測した人の名前も必ず書いてもらった方がいいように思うんですけど。

[事務局]

基本的にはそれはイコールということです。ただ、例えば化学的な分析が必要で、その場所で評価機関ができないような特殊な機器が必要なものが大半なので、そういうのは外部の化学分析を専門としている会社に依頼をしなければいけない。そういうときはここにその会社の名前が出てくるという趣旨でございます。

[委員]

わかりました。だから最終的な責任者が余り偉い人じゃなくて、実際にごまかす可能性がある人に対してちゃんと名前が絞られるということですね。

[事務局]

はい。

[委員]

わかりました。

以下は私の品確法に対する理解の不足を補う質問なんですけれど、例えばシックハウスについてだけ性能表示してほしいというようなことはできるんですか。それとも頼むならば全部。

[事務局]

基本的にはさっき申し上げたように全部でございます。ただ、従来から選択項目というものがございまして、音に関する項目、それから今回追加をする測定値の表示、この二つは、やるかやらないかは依頼者の選択による。ほかは全部セットということでございます。

[委員]

わかりました。だから、これだけをやるというわけにはいかないということですね。

[事務局]

はい。それは性能表示という制度ではなくて、評価機関が別途そういうことを仕事としてやることは勧めていきたいと考えています。

[委員]

わかりました。

最後に一つ。性能表示の評価機関がいろいろあるわけですが、その価格ですね。例えば追加してシックハウスのことをやってもらいたいというと、追加の価格が当然あるわけだろうと思うんですが、それは競争的に決まるものですか、それとも、もともとその料金というのは統一的に決められているものなんですか。

[事務局]

料金は、御指摘のようにそれぞれの機関が決めております。

[ 委員 ]

わかりました。どうもありがとうございました。

[ 委員 ]

では、委員どうぞ。

[ 委員 ]

質問ですが、先ほどの御説明の中で 4,500 戸ほどの既存の住宅の調査の結果で、築 4、5 年前ぐらいのものは 0.08ppm 以上のものが多かったというのがありましたね。それは、集合住宅だとか、戸建てだとか、木造だとか、RC だとかいう住宅形態だとか、あるいは供給主体とか、これは難しいかもしれないけれど、その辺の属性がわかったら教えていただきたい。又、この表示は引き渡す前ですけども、実際に住んでいるところの調査となりますとさまざまな生活財というのがありますね。いまだにデパートの繊維売り場とか家具、その他日用品の売り場に行きますと、目がチカチカしたり、これはいまだに非常にひどい状況だというのがわかるんですが、そういうものがたくさん住宅には持ち込まれているわけですね。こういう既存のものの調査の段階でそういうものをどのように扱われたのかというあたりを教えてください。

[ 事務局 ]

先ほど説明をはしょりまして恐縮でございます。

実態調査は、後段の方ですが、生活状態ではかってございますので、家具等の影響は含まれております。どんな家具があったかぐらいのことは聞いているんですが、それは統計分析までできるデータではございません。ただ、実際の生活状態ということですよ。

それから、ほかの属性でございますが、集合住宅と戸建てでは余り差はございませんでした。ただ、上の階。戸建ての場合には 1 階より 2 階の方が高い、マンションでも上の階のフロアほど高いという傾向がございました。恐らくこれは上の方が日当たりがいいこと、あるいは超高層ですと上の方はほとんど窓をあけないとか、そういったことの影響ではなからうかと考えてございます。

そのほかいろいろ分析がございまして、資料を後ほど提供させていただきたいと思っております。

[ 委員 ]

消費者向けのマニュアルの中には、建築の外かもしれませんが、さっきの換気の問題もそうですが、いわゆる住まい方といいますか、いろんな商品の選択、その辺についても多少触れておくというのも必要かもしれないと思います。

[ 委員 ]

委員の御指摘のとおりで、ホルムアルデヒドは 27 % が基準値を超えていたんですけど、建築はどれだけ責任があるかというのはまだ不明なところがございまして、僕はかなりの部分は入居者自身の持ち込んだ家具とか生活用品が占めているという感じがして

おります。

[ 委員 ]

ほかにございましょうか。まだ御発言いただいていない先生がお二人いらっしゃいますけれど、よろしゅうございますか。

[ 委員 ]

私の質問は住宅そのものの表示というんじゃなくて、こういうものの確認書が出てきたことに対して本当はどういう対応をするのが良いのかということです。これは住宅の中はなるべく問題となる化学物質がないようにした方がいいじゃないかという対応ですけど、そうすると、いろんなものに対する過敏症が出てくると、その物質を除去し対応する。要するに無菌の部屋にいればいいのかという極論が出てきて、そんなところに一生いるわけがないんだから、人間はもっといろいろな物質に耐性ができるようにした方がいいのかどうかとかですね（笑声）。要するにずっと無菌状態といって、そういうことを言ってもっとひどいことになったらもっと悪くなるんじゃないかというあたりは専門家の中でどんな議論がされてるのかなということが知りたいんですよね。

逆に言うと、本当はもう少しそういう雑物があった方がいいのが普通の人で、だけど、過敏症になっちゃったらどうしようもないから、もうちょっときちとした医療としての状況というのを考えた方がいいのか、なるべくみんなそっち側に住ませた方がいいのかというのが、私自身、きょうの議論を聞いていての印象です。従って具体的な所でどんな議論になっているんだろうかというのを、もし 委員の方でおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

[ 委員 ]

本当の化学物質過敏症になった人は、 委員のおっしゃるように極端な清浄な部屋でないとだめなんです。実際そういう特殊な家は、アメリカ、日本でもつくられております。確かにそこへ行くと劇的に治るらしいですね。

厚生省の指針値とかここで対象にしていますのは、普通の人、予備軍が今後発症しないような環境を確保しましょう、そういう思想でございまして、無菌状態を目標にはしておりません。この程度の濃度で抑えておけば予備軍も、お酒で言うと1合程度でアル中にならずに済むだろうという（笑声）、そんな感じの位置づけかと思います。

[ 委員 ]

ただ、予備軍そのものが、実際は地球がいろんな物質で汚染されてきているから、例えば環境ホルモン全体を見たら、今、その中から人間が逃げるということは絶望的なことになってるわけですね。どこからでも入っちゃう。そういう中で、人間の体質そのものがどんどん変わってきてるんじゃないかというあたりが、こういうものの中でどんなふう読み込まれてるかという話。これは時間のかかる話ですから、また別途に 委員に教わりたいと思うんです。今回の対症療法的にはいいかもしれないけれど、ものすごいロングスパンのことを考えたら本当にいいことなんだろうかというのをちょっと考えちゃったもの

ですから、こういう質問をしました。

以上です。

[ 委員 ]

生産者側の 委員はいかがですか。

[ 委員 ]

個人差がお客様で非常にあるようなんですが、とにかく基準を一たん決めてもらうと大変やりやすくなると思います。

[ 委員 ]

ほかにはよろしゅうございますでしょうか。

私もこの原案ができるまでに、別の機会でもちょっと議論に参加させていただいたんですが、今までの 28 項目に比べると、ちょっとチャレンジブルな項目なんですね。ですから今後の運用の仕方も難しいかと。工夫が要る部分もあるかと思いますが、一步踏み出して頑張ってくださいという意味ではよろしいのかなというふうに考えていたんですが、ただいまいただきました御意見は議事録にちゃんと書かせていただいて、今後の運用その他に役立てていただきたいと思いますが、この審議としては、原案どおりでよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

[ 委員 ]

ありがとうございました。

それでは、原案どおり議決させていただきまして、資料 4 - 4 により、建築分科会としては議決したということ審議会の会長にお届けしたいと思います。

ここで、事務局から御挨拶があると伺っております。

[ 事務局 ]

一言御挨拶と御礼を申し上げます。

委員の皆様方には、日ごろから大変いろいろな形で御指導をいただいております、ありがとうございます。また、ただいま、品確法の住宅性能表示基準、それから評価方法の基準の変更について議決をいただきまして、本当にありがとうございます。

最初に事務局側からも御挨拶がございましたけれども、この問題はいろいろな意味で非常に関心が高く、かつ、いろいろな政党の間でも、例えば議員立法等の動きもございまして、そういう意味で政治の世界でも非常に関心が高まっている問題の一つかというふうに考えております。

本日議決いただきましたことを踏まえまして、私どももこの問題に取り組んでまいりたいと思います。今、委員のお話にございましたように、まず一步を踏み出すということでございますので、やってみて運用面で問題があれば、またいろいろ御相談しながら必

要な改善もやっていければというふうを考えております。

それから、シックハウス問題につきましては、今後、引き続き建築基準法の建築基準についても、この問題をどう位置づけ、どう取り扱っていくかということについて検討を行ってまいりたいと考えております。

本分科会におきまして引き続きいろいろな御指導を賜ることになりますので、よろしくお願い申し上げます、簡単でございますが、お礼のご挨拶とさせていただきます。

[ 委員 ]

ありがとうございました。

#### (4) 報告事項

[ 委員 ]

それでは、次に、建築行政並びに官庁営繕行政の最近の動きについて、事務局から報告をお願いしたいと思います。御質問はまとめて後でいただきたいと思います。

御説明をお願いいたします。

[ 事務局 ]

でございます。

今後の建築分科会の審議の方向といいますか、課題になりそうなことを含めて、それぞれ説明をさせていただきます。

まず、資料6をごらんいただきたいと思います。建築行政を取り巻く現在の状況等でございます。

「現在の状況」のところに書いてございますのは、平成10年の基準法改正を受けまして民間建築確認検査機関が指定をされることになりまして、全国で既に65機関指定されておりまして、昨年度につきましては約1割ほどが民間で確認されておりますという御報告でございます。

平成10年の基準法改正につきましては、昨年6月、全面的に施行になってございます。

「当面の課題」ということで3点書かせていただいております。

一つはシックハウス対策でございます。

ただいま局長からも申しあげましたように、建築基準法におきましても、この下に書いてございますような形、化学物質を発生する建材の基準、例えばホルムアルデヒドの発生量の多い建材の使用を制限するというような基準、もしくは、室内の化学物質を低減するために換気が有効でございますが、換気設備の基準、こういったものを建築基準の側でどういう形で検討できるかということについてが大きな課題かと思っております。

2番目にバリアフリー対策が書いてございます。

交通バリアフリー法ができたりして、建築物の側のバリアフリーについてももう少し推進方を充実したらどうかという御意見がございます。住宅局長の私的諮問機関として「建築物バリアフリー検討委員会」という委員会を組織させていただきまして、先般、一定の建築物については義務づけをしたらどうだろうか、既存の建築物対策がおくれているので、

これについて努力義務を課したらどうか、という御提言をいただきました。その御提言に沿って検討すべきであるというような御報告でございました。これに対しまして、今後、高齢者及び障害者の利用に配慮した建築物の整備のあり方というものをどういう形で考えていくべきか。ハートビル法という法律があるわけですが、こういったものの取り扱いも含めて検討していく必要があるかと思っております。

3番目は建築分野における省エネルギー、リサイクル対策でございます。

一つは、経済産業省の総合資源エネルギー調査会省エネルギー部会の中で、今後の省エネルギー対策全体を考えられているわけですが、民生用のエネルギー消費、特に住宅・建築物の省エネルギー性能の向上が大きな課題だと言われておりまして、これに対する対策の強化というものを今後どうやって考えていくかというのが一つの課題でございます。

それからリサイクルの関係では、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、いわゆる建設リサイクル法が公布になりまして、来年の5月末までには施行になります。これに対応した形で一層リサイクル対策を進めていく必要があるかと思っておりますが、その際建築分野でどういう形の対応が考えられるかというのが課題であります。

幾つか今後の課題を検討事項として並べさせていただきます。

私からは以上です。

[事務局]

続きまして、資料7でございますが、「住宅生産行政の現在の状況等について」ということでございます。

1番目に品確法の施行状況でございますが、先ほど御紹介させていただきましたように、昨年の10月に性能表示、本格的に動き出しまして、現在までに設計評価書1万8,000戸余り、建設評価はまだ建設段階のものが大半ということで385戸というような状況でございます。

2枚目以降に指定機関等のリストをつけさせていただきます。

今後のテーマでございますけれども、1枚目の下の方にございますように、中古住宅について、流通市場の活性化ということに対応するための中古住宅に関する検査制度あるいは性能表示といったものを品確法の性能表示制度の中で確立してまいりたいと考えてございます。

今後こういった点について表示基準等の御議論をまたお願いするようなことになっていくかと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

以上でございます。

[事務局]

それでは、資料8によりまして、市街地建築行政に関する最近の動きにつきまして御説明いたします。

まず第一は、建築基準法の集団規定の総点検についてでございます。

このことにつきましては、昨年の通常国会において都市計画法及び建築基準法の一部改正がなされました。その後、前建築審議会の市街地環境分科会で御審議いただきまして、昨年の12月に中間的に取りまとめていただいております。その資料は「参考1」に添付

させていただいておりますが、今後当分科会におきまして、引き続き集団規定の総点検について調査・審議をお願いしたいと考えております。

2 番目の緊急経済対策でございます。

この4月6日に決定されました緊急経済対策におきまして、都市再生・土地の流動化のための規制改革等が必要というふうにされております。このことにつきましては、都市計画制度の、言うならば緩和制度の積極的な活用及び建築行政における容積率、建ぺい率等の緩和制度の柔軟な運用につきまして地方公共団体に通知をしたところでございます。これは昨年4月から、地方分権一括法の施行に伴いまして、従来の都市計画、建築行政が機関委任事務という性格から自治事務化されました。そういった流れの中で技術的助言として趣旨を周知徹底したところでございます。

3 番目の「都市再生本部の設置」でございますが、これにつきましては、5月8日に総理大臣を本部長、官房長官及び国土交通大臣を副本部長とする都市再生本部が内閣に設置されております。その後都市再生プロジェクトの第1次決定がされまして、また、基本的な考え方、今後の検討課題として議論がされているところでございます。住宅・建築の分野におきましては、都心居住の推進、あるいはマンション建て替え制度等の課題が現在検討されているところでございます。

4 番目、マンション建て替えの円滑化の問題でございます。

先ほどの都市再生本部での検討課題にも挙がっておりますが、今後、老朽化したマンションが建て替え時期を迎える戸数が非常に多くなるということから、マンションの建て替えの円滑化につきまして、この5月に「マンション建替え円滑化方策検討委員会」ということで、委員にお取りまとめをいただいております。この検討委員会において、マンションの建て替えの事業実施段階における円滑化方策、言うならば建て替え事業法的なものを主眼点といたしまして御議論いただいているところでございます。

なお、マンションの建て替えにつきましては区分所有法の問題もでございます。現行の区分所有法の中では、5分の4の特別決議をもって建て替えの決議をされることとなっておりますが、この区分所有法の建て替えに関する規定につきましても、別途法務省の法制審議会で御議論が開始されておりまして、並行してマンションの建て替え問題について検討していくということになっております。私どもの建て替え事業法を主体とする検討につきましては、年内を目途に、その一定の方向についてお取りまとめをいただくというスケジュールで現在御検討いただいているところでございます。

御報告は以上でございます。

[事務局]

引き続きまして、資料9に基づきまして、官庁営繕行政の最近の動きについて御紹介をさせていただきます。

まず、第1点目が「官庁施設の基本的性能基準等の策定」でございます。

これにつきましては、平成11年6月に建築審議会から官庁施設の基本的性能の在り方に関する答申をいただいております。これを受けまして、私ども行政側でその後基準策定の作業を進めてまいりました。1年間の各地方整備局での試行的適用を経まして、その点をさらにフィードバック、反映させた上で、今般6月26日に「官庁施設の基本的性能基

準」と、これに基づきまして具体的に設計等を行う上で必要な技術的事項を定めた「官庁施設の基本的性能に関する技術基準」、この二つを策定したところでございます。今後はこの基準に基づきまして施設整備を進めてまいりまして、答申でいただきました趣旨を実現していきたいと考えております。

2点目は「官庁施設のストックの有効活用」でございます。

ストックの有効活用についての社会的な背景は言うまでもございませんけれども、私どもの官庁施設につきましても膨大な量のストックを抱えておりまして、さらに、その老朽化が進んでいるという状況でございます。そういった点を踏まえて、今後、私ども国土交通省はそういった施設の保全を指導するという立場でございますので、どのように保全の指導を行っていったらいいかということにさらに力を入れて施策を展開する必要があると考えております。最後の行にございますように、今後、保全に関する技術的基準の強化、あるいは所要の制度づくりが必要と。今後の最重点課題ということで、これにつきましましては当審議会の御意見を伺う必要もあるかと考えている課題でございます。

では、2ページ目に参りまして、これは最近の話題というか、官庁営繕行政で取り組んでいるアラカルト的な施策でございます。

まず、3.につきましましては環境問題への対応でございます。

これにつきましましては、私ども、環境配慮型官庁施設、通称「グリーン庁舎」と呼んでおりますけれども、この整備の推進を始めているところでございますけれども、新営施設だけでは効果が薄いということもありますので、既存の施設についても環境に配慮した改修、「グリーン改修」と呼んでおりますけれども、これを今後計画的に実施したいということを考えております。

さらには、隗より始めよというか、率先垂範という意味もございまして、来年度、霞が関の中央官庁庁舎、たくさんございまして、原則これらすべてに太陽光発電設備を整備するというようにしております。これは先般の新聞にも載ったところでございます。また、これとあわせまして、屋上緑化につきましても計画的に整備をしたいと考えてございます。

それから、環境問題につきましましては、評価をどうするか、何を指標にもって行うかということが重要でございますので、この点につきましても、環境性能評価・表示手法の検討を今後始めたいと考えております。

4点目、「少子・高齢化への対応」でございますけれども、バリアフリーにつきましましては、官庁施設は従来から重点的に進めている課題でございますけれども、これは今後の話になりますが、さらにユニバーサルデザインという視点を取り入れて検討していく必要があるというふうに考えてございます。

それから、もともと私ども、低層の庁舎、2階建て、3階建てにつきましましてはエレベーターが設置されていなかったものもございましたので、これについては、後づけでございますけれども、エレベーターを付加的に設置するという施策を進めておりまして、これについても大半の部分が終了してきているという状況でございます。

それから、まちづくりへの貢献につきましても、当然官庁施設の役割として積極的に取り組んでいきたいというのが5点目。

6点目は「都市の再生」ということで、先ほど都市再生本部の話が出ておりましたけれ

ども、都市再生本部のプロジェクトということで、ここに書いてあります、「大都市圏において、民間施設と一体となって都市拠点を形成するような官庁施設の整備については、PFI方式を導入する」ということで、中央合同庁舎第7号館、これは文部科学省、会計検査院が入る建物になりますけれども、これの建て替えについて必要な調査を実施することにしております。

最後7点目は耐震関係でございます、これは阪神淡路以降、前建築審議会からも答申をいただきまして、それを受けて、委員にも御指導いただいて、新たな基準をつくって整備を進めてきているところでございますし、また、既存の施設についても計画的に耐震対策を進めてきているという状況でございます。

以上でございます。

[委員]

どうもありがとうございました。

ただいま4件の御説明がございましたけれども、まとめて、御質問がございましたらお願いしたいと思いますが、何かございましょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、御質問もないようですので、時間もちょうどでございますので、きょうの議事を終わらせていただきたいと思います。

お忙しい中貴重な時間をいただきまして、まことにありがとうございました。これで終了させていただきます。

閉 会